



許可番号 第 01220021649 号

産業廃棄物処分業許可証

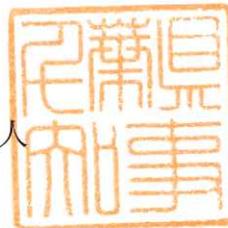
住 所 千葉県成田市所南割1245番地の2

氏 名 秀工業株式会社

代表取締役 土屋 秀人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和5年1月25日

許可の有効年月日 令和9年12月7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破砕、切断、圧縮及びコンクリート固形化による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破砕による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、

(エ) 繊維くず、(オ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等

破砕物を除く。）、(カ) がれき類

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 切断による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、(イ) 繊維くず

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 圧縮による中間処理に係るもの

金属くず（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ コンクリート固形化による中間処理に係るもの

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

（自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

この写は、当社の許可内容を証する目的に限り、
発行するものです。
年 月 日
秀工業株式会社 webDL

(続く)

(許可証の続き)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理及び保管により発生する粉じんについては、処理施設及び保管施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。
- (2) 産業廃棄物の中間処理は、午前8時から午後5時30分までの間の8時間30分とし、防音壁及び処理施設等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成9年12月8日 新規許可

令和5年1月25日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理施設	ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず破碎施設	24 t/日 (2.8 t/時×8.5時間) (平成12年3月29日)	1	千葉県成田市 所字南割 1245番1、 南数字小六 769番5
	コンクリート混練施設 (コンクリートミキサー)	25.5 m ³ /日 (3 m ³ /時×8.5時間) (平成14年4月19日)	1	
保管施設	紙くず保管施設	10 m ² 16 m ³	1	
	処理後物保管施設	26 m ² 52 m ³	1	
		16 m ² 32 m ³	1	
		94 m ² 120 m ³	1	
	廃石膏ボード保管施設	19 m ² 28 m ³	1	
		50 m ² 120 m ³	1	
		12 m ² 11 m ³	2	
		11 m ² 12 m ³	1	
	破碎後廃石膏ボード保管施設	18 m ² 20 m ³	1	
		24 m ² 28 m ³	1	
石膏粉保管施設	2 m ² 2 m ³	1		

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃プラスチック類破碎施設 (条例第12条第1項第2号) (平成15年9月16日、 第15-20-1-18号)	4.5 t/日 (0.53 t/時×8.5時間) (平成13年10月2日)	1	千葉県成田市 所字境ノ町 61番、 1143番
木くずの破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (使用届：平成13年6月4日)	225 t/日 (26.5 t/時×8.5時間)	1	
金属くずの圧縮施設	11 t/日 (1.3 t/時×8.5時間) (平成13年10月2日)	1	
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くずの破碎施設	190 t/日 (22.4 t/時×8.5時間) (平成13年10月2日)	1	
がれき類の破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (使用届：平成13年6月4日)	595 t/日 (70.0 t/時×8.5時間)	1	
紙くず及び繊維くずの破碎施設	繊維くず 96.6 t/日 (11.37 t/時×8.5時間) 紙くず 73.7 t/日 (8.68 t/時×8.5時間) (平成16年2月5日)	1	
廃プラスチック類及び 繊維くずの切断施設	廃プラスチック類 3.825 t/日 (0.45 t/時×8.5時間) 繊維くず 7.65 t/日 (0.9 t/時×8.5時間) (平成16年2月5日)	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
残渣保管施設	32m ² 70m ³	2	千葉県成田市 所字境ノ町 61番、 1143番
混合廃棄物保管施設	261m ² 331m ³	1	
	32m ² 70m ³	4	
	15m ² 18m ³	1	
紙くず保管施設	32m ² 70m ³	1	
廃プラスチック類保管施設	32m ² 70m ³	2	
	23m ² 29m ³	1	
破碎済廃プラスチック類保管施設	19m ² 23m ³	1	
金属くず保管施設	32m ² 70m ³	1	
圧縮済金属くず保管施設	8m ² 6m ³	1	
繊維くず保管施設	32m ² 70m ³	1	
がれき類保管施設	75m ² 133m ³	1	
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず保管施設	32m ² 70m ³	1	
	15m ² 18m ³	1	
木くず保管施設	90m ² 160m ³	1	
	282m ² 485m ³	1	
再生碎石保管施設	39m ² 50m ³	1	
再生砂保管施設	15m ² 18m ³	1	
チップ保管施設	49m ² 28m ³	1	
	21m ² 21m ³	1	
紙くず及び繊維くず保管施設	64m ² 47m ³	1	

(以下余白)